Ⅱ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進等

「少子高齢化による人口減少社会を迎える中で、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持する」という観点だけでなく、「性別によらず社会で能力を発揮できることは人々にとって重要である」との観点からも、女性の活躍推進は重要な取組である。女性の年齢階級別労働力率におけるM字型カーブは解消に向かっているものの、女性の正規雇用比率をみると、30代から右肩下がりとなる L 字型カーブを描いている。また、管理職比率も長期的には上昇傾向にあるものの、国際的にみると依然として低い水準にとどまっている。

このため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進等の取組により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備を進めている。

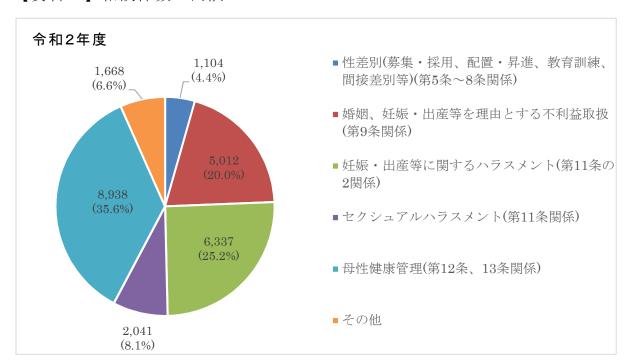
(1) 均等法の履行確保

① 男女均等取扱いのための指導の実施

令和2年度に、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「雇用環境・均等部(室)」という。)に寄せられた均等法に関する相談は25,109件であった。

こうした中、雇用環境・均等部(室)では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、事業所を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い等、均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対しては、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により是正指導を行っている。

【資料1】相談件数の内訳



【資料2】是正指導件数の内訳

事項	令和2年度 (件)
均等法第5条関係(募集・採用)	37
均等法第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	7
均等法第7条関係(間接差別)	0
均等法第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	55
均等法第11条関係(セクシュアルハラスメント)	1, 941
均等法第11条の2関係(妊娠・出産等に関するハラスメント)	2, 301
- 均等法第12条・13条関係 (母性健康管理)	1,920
その他	2
計	7, 181

② 母性健康管理対策の推進

均等法に基づいた母性健康管理の措置(妊産婦のための健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること)及び労働基準法の母性保護規定(産前産後休業、危険有害業務の就業制限等)について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知徹底

を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど均等法違反の企業に対し、指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるよう、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主へ伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する 支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」に より制度の周知を図っている。

○「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」 (https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/)」

なお、令和2年5月7日に指針(妊娠中及び出産後の女性労働者が保健 指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために 事業主が講ずべき措置に関する指針)を改正し、新型コロナウイルス感染 症に関する母性健康管理措置を追加した。また、同措置により、医師等の 指導を受け休業する妊娠中の女性労働者が利用できる有給の休暇制度を導 入し、当該休暇を利用させた事業主に対し、「新型コロナウイルス感染症に 関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を創設し、令和2年 6月15日から支給している。

③ 男女均等取扱い等に関する紛争解決の援助

性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び母性健康管理措置に関する労働者と事業主の間の紛争については、均等法第 17 条に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助及び均等法第 18 条に基づく機会均等調停会議による調停により円滑かつ迅速な解決を図っている。

令和2年度の都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数は234件であった。申立の内容をみると婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(均等法第9条)が129件と最も多く、次いでセクシュアルハラスメント(均等法第11条)が80件で、これらで約9割を占めている。また、令和2年度中に援助を終了した事案240件(前年度から引き続いて援助を行ったものを含む。)のうち、約7割の165件について、都道府県労働局長による援助を行った結果、解決に至っている。

令和2年度の調停申請受理件数は68件であった。申請の内容をみると、セクシュアルハラスメント(均等法第11条)に関するものが48件と最も多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(均等法第9条)が10件となっている。調停の実施結果をみると、調停案の受諾勧告を行ったものが24件で、そのうち19件が調停案を労使双方が受諾し、解決に至っている。

【資料3】都道府県労働局長による紛争解決の援助の内訳

事項	令和2年度 (件)
均等法第5条関係(募集・採用)	2
均等法第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	2
均等法第7条関係(間接差別)	0
均等法第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	129
均等法第11条関係(セクシュアルハラスメント)	80
均等法第11条の2関係(妊娠・出産等に関するハラスメント)	6
均等法第12条・13条関係(母性健康管理)	15
計	234

【資料4】機会均等調停会議による調停の内訳

事 項	令和2年度 (件)
均等法第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	2
均等法第7条関係(間接差別)	0
均等法第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	10
均等法第11条関係(セクシュアルハラスメント)	48
均等法第11条の2関係(妊娠・出産等に関するハラスメント)	7
均等法第12条·13条関係(母性健康管理)	1
計	68

④ 女子学生等の就職に関する均等な機会の確保

採用面接、選考等の採用過程における男女差別的取扱いを防止し、女子学生の就職に関する均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等を対象に、均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、均

等法違反企業に対しては是正指導を行っている。

(2) ポジティブ・アクションの促進

男女労働者間の均等を実質的に確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組であるポジティブ・アクションが不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図っている。

■ ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクション (Positive action) の頭文字 P と a を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしたシンボルマークで、「きらら」という愛称には、女性がいきいき活躍し、夢と希望で瞳がきらきら輝く、という意味が込められている。シンボルマークは、厚生労働省ホームページからダウンロードでき、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業や、ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する企業、労使団体等が、シンボルマークの作成趣旨に基づいて自由に利用することができる。

くサイトURL>

http://www.mhlw.go.jp/positive-action.sengen/symbolmark.html

- <シンボルマーク活用例>
- ○社内の理解促進のため、社内報に掲載する。
- ○企業の取組のアピールのため、募集要項や会社案内や 企業のホームページ等に掲載する。
- 〇企業のイメージアップのため、商品や名刺等に掲載する。



また、雇用環境・均等部(室)においても、企業におけるポジティブ・アクションを推進する責任者である機会均等推進責任者の選任勧奨を行い、ポジティブ・アクションの重要性、手法等についての情報提供を行っている。

(3) 女性活躍推進のための取組

① 女性活躍推進法の改正

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64

号。以下「女性活躍推進法」という。)は、労働者を雇用する事業主に対し、 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その課題を解決す るための数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表及 び自社の女性の活躍に関する情報の公表を義務付けることにより、事業主 の取組を促進し、女性の職業生活における活躍の推進を図るものである。

令和元年5月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号。以下「改正法」という。)が成立した。改正法には、④女性の活躍に関する情報公表の内容の強化や、⑧行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表の義務の対象を常用労働者数が301人以上の一般事業主から101人以上の一般事業主に拡大すること等が盛り込まれており、④については令和2年6月1日に施行され、⑧については令和4年4月1日から施行される。

② 女性活躍推進法の施行状況

令和3年12月末時点における、行動計画届出率は、行動計画の策定等が 義務である労働者数が301人以上の一般事業主は98.1%となっており、行 動計画の策定等が努力義務である労働者が300人以下の一般事業主は 12,182社が届出を行っている。

なお、行動計画の策定等が義務付けられている労働者数が 301 人以上の 事業主については、必要な助言等を行うこと等により、法に基づく取組の 実効性の確保を図っている。

また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(女性活躍推進法第9条に基づく認定(以下「えるぼし」認定という。))を受けることができる。「えるぼし」認定を取得した事業主は令和3年12月末時点で1,601社となっている。認定段階については、認定段階3を取得している事業主は1,072社、認定段階2は521社、認定段階1は8社となっている。

令和2年6月1日以降は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(女性活躍推進法第12条に基づく認定(以下「プラチナえるぼし」認定という。)を受けることができるようになっており、「プラチナえるぼし」認定を取得した事業主は令和3年12月末現在で23社となっている。厚生労働省では多くの事業主がこれらの認定取得を目指すよう周知を行っている。

■ 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」

(認定段階1)

(認定段階2)

(認定段階3)

(プラチナえるぼし)









〇認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができる。

○認定を取得すると、公共調達において加点対象となる場合がある。

(4) 女性の活躍推進に向けた企業の取組支援

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や認定制度、情報公表等について、自治体等の関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえ周知を図っている。

① 中小企業のための女性活躍推進事業

令和3年度時点において一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務とされている300人以下の企業に対して「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施し、説明会や女性活躍推進アドバイザーによる電話相談、個別訪問等により、女性活躍推進に向けた取組をきめ細かく支援している。

② 女性の活躍推進企業データベース

事業主が女性活躍推進法に基づく行動計画や女性の活躍に関する情報公表を行うツールとして「女性の活躍推進企業データベース」の運用を行うことにより、「見える化」を推進し事業主の取組の促進を図っている。なお、学生をはじめとしたより多くの求職者等が容易に企業の状況を確認することができるよう、当データベースのスマートフォン版の運用や検索機能を充実させている。

■ 女性の活躍推進企業データベース

(スマートフォン版イメージ)

 $(QR \supset -F)$





③ 助成金の支給による中小企業事業主への支援

令和4年3月31日までに、自社の課題解決にふさわしい数値目標及び取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、取組目標及び数値目標を達成した常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業事業主に対し、両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)を支給している。

(5) 総合的ハラスメント対策の一体的実施及び強化

職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなる。それはまた、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題である。

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、複合的に生じることも多く、解決することが困難な事案になる傾向が強い。

このため、職場におけるハラスメント対策については、法に沿った実効性 のある対策が講じられかつ一体的に行われるよう周知徹底を図るとともに、 法に沿った措置が講じられていない事業主や、ハラスメントが生じた場合に 適切な対応がなされていない事業主に対し、指導を行っている。

また、ハラスメントに関する相談に迅速な対応を行うため、フリーダイヤルによる夜間、休日電話相談等を行っている。

加えて、職場におけるハラスメント対策の取組促進のために、パンフレットやポスター、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した職場におけるハラスメントの予防・解決に関する周知啓発を行っている。さらに、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメント防止のためのシンポジウムの開催等集中的広報を実施するとともに、雇用環境・均等部(室)において説明会の開催やハラスメント対応特別相談窓口の開設等を行っている。

都道府県労働局等における職場の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、7万9千件(令和2年度)を超え、全ての相談の中で9年連続最多となるなど、近年、パワーハラスメント防止対策は喫緊の課題となっている。また、セクシュアルハラスメントについても、都道府県労働局に寄せられた相談件数が、約6,300件(令和2年度)と均等法に関するものの中でも多くなっているなど、防止対策の実効性の向上が必要となっている。

こうしたことも踏まえ、令和元年5月に成立した改正法には、事業主のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設や、労働者がセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント又はパワーハラスメントに関して事業主に相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれており、令和2年6月1日から施行されている。(中小事業主については、令和4年3月31日までパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置は努力義務とされている。)

2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

子育てや介護をしながら働き続けやすい環境を整備するため、仕事と生活 の調和の取れた働き方を実現することは重要な課題となっている。

平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、本ビジョンの「目指すべき社会への政策4本柱」の1つとして「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)」が掲げられた。

また、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月閣議決定)等においては令和7年(2025年)までに男性の育児休業取得率30%及び女性の第1子出産前後の継続就業率70%という数値目標を掲げ、その達成に向けた取組を推進して

(1) 育児休業、介護休業その他の仕事と育児・介護の両立のための制度の定 着促進等

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

女性の育児休業取得率は81.6%(令和2年度「雇用均等基本調査(厚生労働省)」、付表第4表)と、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。

しかし、第1子出産前後の女性の継続就業割合をみると、子どもの出生年が平成22年から平成26年である女性の継続就業率は53.1%(平成27年「第15回出生動向基本調査:夫婦調査(国立社会保障・人口問題研究所)」)と近年上昇しているものの、未だに半数近くの女性が出産を機に離職している。

また、男性の約4割が育児休業を取りたいと考えている(平成30年「仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))」)が、実際の取得率は12.65%(令和2年度「雇用均等基本調査(厚生労働省)」、付表第4表)にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間(1日当たり)は1時間23分(平成28年「社会生活基本調査(総務省)」)と、先進国中最低の水準にとどまっている。このように、男女とも仕事と生活の調和のとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうした状況の中、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、子の看護休暇及び介護休暇をより柔軟に取得できるよう、それぞれの時間単位での取得を可能とすること等を内容とする法令改正を行った(令和元年 12 月 27 日公布、令和 3 年 1 月 1 日施行)。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(令和 3 年 6 月 9 日公布)において、男性の育児休業取得促進のための子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み(産後パパ育休)の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産等の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする改正を行っており、令和 4 年 4 月から順次施行

されることとなっている。

育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を始め、改正内容 についても定着が図られるよう、周知徹底を図っている。

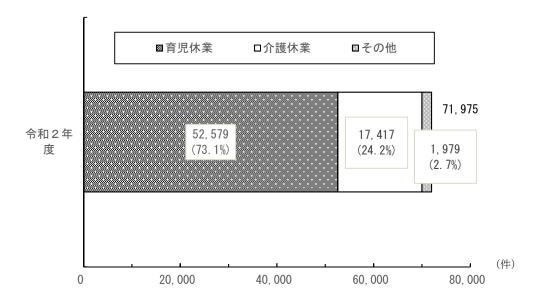
① 育児・介護休業法の履行確保

令和2年度に、雇用環境・均等部(室)に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は71,975件であった。そのうち、育児関係の相談が52,579件(73.1%)、介護関係の相談が17,417件(24.2%)となっている(資料5)。

雇用環境・均等部(室)では、事業所訪問等により、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に定められている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している(資料 6)。

また、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに関する相談事案が生じている事業主に対しては、相談者の意向に配慮しつつ、報告徴収を積極的に実施し、迅速かつ厳正に対応している。

【資料 5 】相談件数の内訳



【資料6】是正指導件数の内訳

育児関係	令和2年度	介護関係	令和2年度
育児休業関係	1, 532	介護休業関係	1,942
子の看護休暇関係	718	介護休暇関係	776
不利益取扱い関係	30	不利益取扱い関係	9
所定外労働の制限関係	270	所定外労働の制限関係	555
時間外労働の制限関係	341	時間外労働の制限関係	386
深夜業の制限関係	159	深夜業の制限関係	329
所定労働時間の短縮措置 等 (第 23 条) 関係	622	所定労働時間の短縮措置等 (第 23 条) 関係	1,610
所定労働時間の短縮措置 等 (第 24 条) 関係	1, 201	所定労働時間の短縮措置等 (第 24 条) 関係	428
休業等に関するハラスメ ントの防止措置関係	2,787	休業等に関するハラスメントの防 止措置関係	2, 766
労働者の配置に関する 配慮関係	0	労働者の配置に関する 配慮関係	1
休業期間等の通知関係	410	休業期間等の通知関係	33
小計	8.070	小計	8, 835
職業家庭両立推進者関係			2,054
合 計			18, 959

② 育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止

育児休業・介護休業等を申出・取得したことを理由とする不利益取扱いの相談件数は引き続き高い水準にあるため、育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの未然防止に向け、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、法律違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行っている。

③ 育児休業、介護休業等に関する紛争解決の援助

育児・介護休業法に定められている育児休業、介護休業等に関して、労働者と事業主の間の紛争については、育児・介護休業法第52条の4に基づく都道府県労働局長による紛争解決援助及び育児・介護休業法第52条の5に基づく両立支援調停会議による調停により円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの紛争解決援助の措置が十分活用されるよう、都道府県労働局長による紛争解決援助や両立支援調停会議による調停について、労働者等に積極的に周知を図っている。

令和2年度の都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数は169件あった。申立ての内容をみると、「育児休業に係る不利益取扱い」に関するものが92件と最も多く、次いで、「育児休業(期間雇用者の育児休業を除く)」が30件となっている(資料7)。また、令和2年度中に援助を終了した事案のうち、都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、74.3%が解決をみている。

令和2年度の調停申請受理件数は15件であった。調停の実施結果を見ると、令和2年度に調停が開始された13件のうち調停案の受諾勧告を行ったものが11件で、そのうち7件については調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている(資料8)。

【資料7】都道府県労働局長による紛争解決の援助の内訳

	事項	令和2年度 (件)
	育児休業関係	30
	期間雇用者の休業関係	8
	子の看護休暇関係	1
	休業に係る不利益取扱い関係	92
育	休業以外に係る不利益取扱い関係	6
児	所定外労働の制限関係	0
関	時間外労働の制限関係	0
係	深夜業の制限関係	0
	所定労働時間の短縮等の措置関係	10
	休業等に関するハラスメントの防止措置関係	5
	労働者の配置に関する配慮関係	8
	小計	160
	介護休業関係	3
	期間雇用者の休業関係	0
	介護休暇関係	0
介	休業等に係る不利益取扱い関係	3
護	所定外労働の制限関係	0
	時間外労働の制限関係	0
関	深夜業の制限関係	0
係	所定労働時間の短縮措置等(法第 23 条)関係	1
	休業等に関するハラスメントの防止措置関係	0
	労働者の配置に関する配慮関係 (法第 26 条)	2
	小計	9
	合 計	169

【資料8】両立支援調停会議による調停の内訳

	事 項	令和2年度 (件)
	休業に係る事案(期間雇用者事案除く)	4
	期間雇用者の休業に係る事案	1
	子の看護休暇に係る事案	0
	休業に係る不利益取扱い事案	4
育	休業以外に係る不利益取扱い事案	1
児	所定外労働の制限に係る事案	0
関	時間外労働の制限に係る事案	0
係	深夜業の制限に係る事案	0
	所定労働時間の短縮措置等 (23条) に係る事案	2
	休業などに関するハラスメント防止措置に係る事案	3
	配置に関する配慮	0
	小計	15
	休業に係る事案(期間雇用者事案除く)	0
	期間雇用者の休業に係る事案	0
	介護休暇に係る事案	0
介	休業等に係る不利益取扱い事案	0
護	所定外労働の制限に係る事案	0
	時間外労働の制限に係る事案	0
関	深夜業の制限に係る事案	0
係	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	0
	休業などに関するハラスメント防止措置に係る事案	0
	配置に関する配慮	0
	小計	0
	습 計	15

(2) 次世代育成支援対策の推進

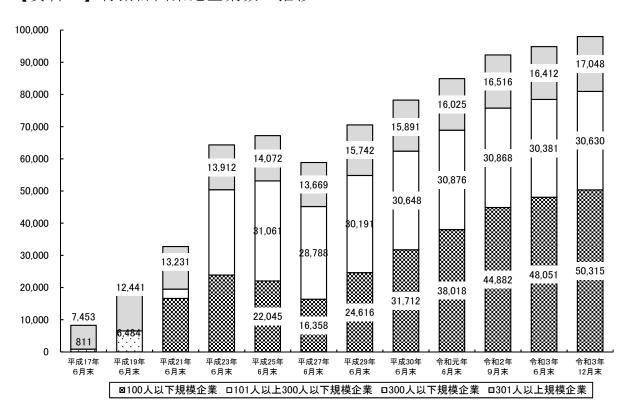
次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、令和7

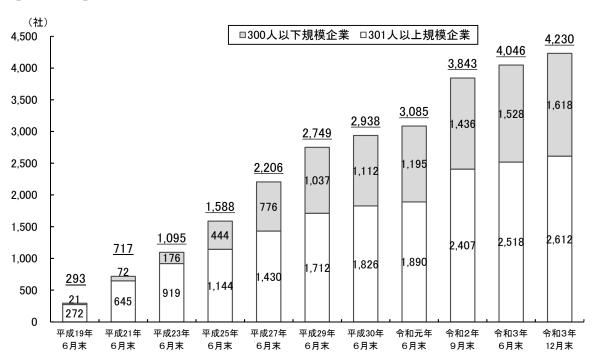
年までに、くるみん認定企業数を 4,300 社とする目標が設定されているところ、令和 3 年 12 月末には 4,230 社の認定があった。

また、次世代法については、男性の育児休業取得率の政府目標の引き上げや男性の育児休業取得率の上昇等を踏まえて、「プラチナくるみん」及び「くるみん」の認定基準を見直すとともに新たに「トライくるみん」や不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業を認定するプラス認定(「くるみんプラス」等)の創設等を行う省令改正を行い、その周知を図っている。

【資料9】行動計画策定企業数の推移



【資料 10】認定企業数の推移



(3) 育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備の推進

① 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施

令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」等を踏まえつつ、 あらゆる機会をとらえ、育児・介護休業法に基づく制度を利用しやすい、ま た、父親も子育てがしやすい働き方の啓発等の職業生活と家庭生活の両立 のための雇用環境の整備について周知啓発活動を効果的に実施している。

男性の育児参画については、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、経営者・人事労務担当者や若年層を対象とした男性育児休業取得促進セミナーを開催するとともに、男性の育児と仕事の両立に関するエピソードを募集し、公開スピーチにより「イクメンの星」を選定する「イクメンスピーチ甲子園 2021」を開催するなど、男性の仕事と育児の両立に向けての積極的な取り組みの好事例を普及し、企業や男性自身の自発的な取組を促進している。

さらに、参加型の公式サイトの運営、男性の育児休業取得に向けた様々な情報を更新したハンドブックの配布や研修用動画の作成等により、男性も育児休業を取得しやすく、仕事と育児を両立しやすい社会の実現を目指している。

② 企業における両立支援の取組促進

仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組を促進するため、自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/)の運用を行っている。

仕事と家庭の両立について、企業が自主的に効果的な取組を行えるよう、「育休復帰支援プラン」モデルを普及させることにより、中小企業における仕事と育児の両立支援の取組を促進している。また、企業向けの「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及や、「介護支援プラン」モデルの普及を図ることで、企業における仕事と介護の両立支援の取組を促進している。また、社会保険労務士等の資格を有する仕事と家庭の両立支援プランナーを募り、個別の企業に対して支援を行っている。

③ 助成金の支給による事業主への支援

育児や家族の介護を行う労働者にとって、働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行っている。 「両立支援等助成金のメニュー〕

○ 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主

○ 介護離職防止支援コース それぞれ以下の取組を行い、利用者が生じた中小企業事業主

• 休業取得時、職場復帰時

「介護支援プラン」を策定・導入し、プランに基づく労働者の円滑 な介護休業の取得・職場復帰への取組

· 介護両立支援制度

介護支援プランを策定・導入し、プランに基づき介護のための短時 間勤務制度や法を上回る介護休暇制度などの介護と仕事の両立がで きる制度を導入

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応特例 家族の介護のための特別な有給休暇(新型コロナウイルス感染症対 応)の制度を導入
- 育児休業等支援コース それぞれ以下の取組を行い、利用者が生じた中小企業事業主
 - 育休取得時、職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに基づく労働者の 円滑な育児休業の取得・職場復帰への取組

• 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等 に復帰させる取組

· 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者の支援のため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入

新型コロナウイルス感染症対応特例小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のための

特別な有給休暇及び支援制度を整備

- ※ 小学校休業等対応助成金の対象期間中は、申請受付を停止。
- 事業所内保育施設コース
 - 労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等した事業主
 - ※ 新規受付を停止中。平成 27 年度末までに計画認定を受けた事業 主のみ支給対象。
- 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を 実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を利 用させた中小企業事業主

- 女性活躍加速化コース 女性活躍推進に取り組む中小企業事業主
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇 取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた事業主

- ※上記のほか、以下の事業主に対して「新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金」を支給。
 - 新型コロナウイルス感染症に関係して、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主

④ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業の推進)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター(令和2年度956市区町村)(実績ベース)に財政的な支援を行っている。平成27年度からは、子ども・子育て支援制度において、地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置づけられている。

また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴 う預かり等を実施しているファミリー・サポート・センターについては、 「病児・緊急対応強化事業」を行っている。

⑤ 保育施策等の充実

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和2年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

併せて、「新子育て安心プラン」の確実な実施のため、新規の資格取得、保育士の処遇改善や勤務環境の改善など、総合的な保育人材確保策の充実を図っている。

(4) 雇用の継続を援助、促進するための育児・介護休業給付

雇用保険制度では、労働者が育児休業や介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進し、雇用の安定を図るために、一定の要件を満たす方に対して、育児休業給付や介護休業給付を支給している。

(5) マザーズハローワーク事業の実施

全国 204 箇所のマザーズハローワーク・マザーズコーナーにおいて、事業を展開している。具体的には、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

(6) 女性の就業促進のための支援事業の実施

全国の女性関連施設等(男女共同参画センターなどの女性関連施設、事業主団体、地方自治体、労働組合、女性団体等)における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実が図れるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施している。

○ 「女性就業支援バックアップナビ(http://joseishugyo.mhlw.go.jp/)」

(7) 母子家庭の母等に対する就業援助対策の実施

母子家庭の母等がその適性、能力にあった職業に就くことができるよう、

次の就業援助対策を講じている。

- 公共職業安定所においてきめ細かな職業相談、職業紹介等を実施
- 公共職業安定所長の受講指示により公的職業訓練等を受講する母子家 庭の母等に対する訓練手当の支給
- 母子家庭の母等を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給(雇用者1人につき60万円(中小企業以外の事業主は50万円)、短時間労働者については、40万円(中小企業以外の事業主は30万円))
- 母子家庭の母等を公共職業安定所等の紹介により、常用雇用すること を目的として一定期間試行雇用する事業主に対しトライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)を支給(月額5万円・最長3か月間)
- 母子家庭の母等の就業支援に関する諸制度の周知と就業促進について の社会的機運の醸成を図るための啓発活動の実施
- 児童扶養手当受給者の自立促進を図るため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進するとともに、その一環として、ハローワークと福祉事務所等が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就業支援を実施
- 母子家庭の母が、看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を促進するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担 軽減を図る高等職業訓練促進給付金等を支給
- マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、母子家庭の母等のひとり親に対して、地方公共団体等の関係機関と連携した支援を実施

(8) 不妊治療と仕事との両立

不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するため、不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアル等を作成するとともに、企業の人事労務担当者等を対象としたセミナーを Web 配信により実施した。また、不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を整備し、労働者に利用させた事業主に対し、両立支援助成金(不妊治療コース)を支給している(制度を利用した場合 28.5 万円、長期休暇を取得した場合 28.5 万円を加算)。

加えて、2021 (令和3)年2月に、次世代法に基づく「行動計画策定指針」

を改正し、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項に、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加し、同年 4 月から適用している。さらに、2022(令和 4)年度から、次世代法に基づくくるみん認定において、不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業を認定する制度(プラス認定)を実施する。

3 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の推進

(1) パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保等の推進パートタイム労働者などの非正規雇用労働者は雇用者全体の約4割を占め、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も存在している。しかしながら、非正規雇用労働者の待遇が必ずしもその働きや貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。

こうしたことから、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、平成30年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)において、パートタイム労働法等の改正を行った。有期雇用労働者もパートタイム労働法の対象に含めることに伴って、法律名を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。)に変更しており、同法は、2020年4月1日より施行されている。(中小企業における適用は、2021年4月1日)

【 パートタイム・有期雇用労働法の改正概要 (現行法)

同一企業内における正社員・非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消 (パートタイム・有関雇用労働法、労働者派遣法)

見直しの目的

「働き方改革」の実現のため、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差を なくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な 働き方を「選択できる」ようにします。

改正のボイント) パートタイム労働者、有期雇用労働者、扱適労働者*1について、以下の1~3を統一的に整備します。

- 1 不合理な特遇差の禁止 (バート・有期法第8条、第9条)
- 同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との関で、基本給や賞与などのあらゆる待遇に ついて、不合理な待遇差を殴けることが禁止されます。 ガイドライン (指針) において、どのような特遇差が不合理に当たるかを例示します。
- (※) 旧労働契約法第20長では、有期雇用労働者の労働条件について、期間の定めがあることによる不合理な政策の支援止。 (パート・再開活第3条の改正に伴い例除)
- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パート・有機議第14条) 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることが できるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。
- 3 裁判外紛争解決事論(行政ADR) = の整備 (バート・有限法第24条~第26条) 報道府県労働局において、無料・弁公開の紛争解決手続きを行います。 「均衡特遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※11 別提別書着についても、防正接の対象書談意志により、上記3~2が整備されます。 ※2 事業立と対象者との疑の対象も、延列を立ずに関係する手続きのことをいいます。

施行期日

令和2年4月1日 ※中小企業におけるパートタイム・有販雇用労働法の適用は令刑3年4月1日

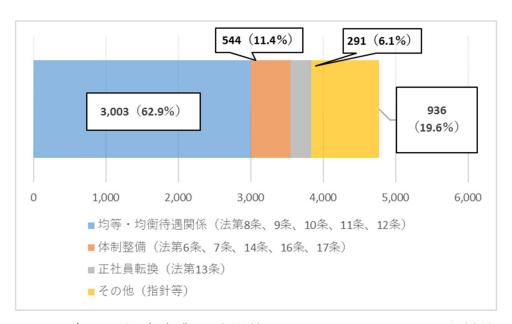
① パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法の履行確保

雇用環境・均等部(室)では、パートタイム・有期雇用労働者の能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法(※令和3年3月まで)、パートタイム・有期雇用労働法に基づく事業所訪問による是正指導等により同法の着実な履行確保を図っている。

また、パートタイム・有期雇用労働者からの相談対応や、相談端緒による 是正指導、労働者・事業主からの申出に基づく紛争解決援助等を行ってい る。

令和2年度のパートタイム労働に関する相談件数は 4,774 件であり、相談内容別にみると、「均等・均衡待遇に関する相談」が 3,003 件 (62.9%)で最も多く、次いで、「体制整備に関する相談」が 544 件 (11.4%)、「正社員転換に関する相談」が 291 件 (6.1%) となっている。

【資料 11】相談件数の内訳 (パートタイム労働法)



また、令和2年度事業所訪問等により、パートタイム労働法に基づく雇用管理の実態を把握し、同法違反が確認された事業所に対し、5,789件の 是正指導を行った。

是正指導の内容としては、「労働条件の文書交付等」に関するものが 1, 132 件 (19.6%)、「措置の内容の説明」に関するものが 907 件 (15.7%)、 「通常の労働者への転換」に関するものが 906 件 (15.7%) となっている。

【資料 12】是正指導件数の内訳 (パートタイム労働法)

事項	令和2年度(件・%)
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	1, 132 (19.6)
第7条関係(就業規則の作成手続)	721 (12.5)
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	1 (0.0)
第10条関係(賃金の均衡待遇)	310 (5.4)
第11条関係 (教育訓練)	138 (2.4)
第12条関係(福利厚生施設)	0 (0.0)
第13条関係(通常の労働者への転換)	906 (15.7)
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	907 (15.7)
第14条第2項関係(待遇に関する説明)	4 (0.0)
第16条関係(相談のための体制の整備)	399 (6. 9)
第17条関係(短時間雇用管理者の選任)	787 (13.6)
その他(指針等)	484 (8.4)
計	5, 789 (100. 0)

令和2年度におけるパートタイム労働法に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数及び、均衡待遇調停会議による調停申請 受理件数はともに0件であった。

【資料 13】相談件数の内訳 (パートタイム・有期雇用労働法)



令和2年度のパートタイム・有期雇用労働に関する相談件数は10,175件

であり、相談内容別に見ると、「均等・均衡待遇に関する相談」が 7,532 件 (74.0%)で最も多く、次いで、「体制整備に関する相談」が 1,220 件 (12.0%)、「正社員転換に関する相談」が 309 件 (3.0%)となっている。

また、令和2年度事業所訪問等により、パートタイム・有期雇用労働法に基づく雇用管理の実態を把握し、同法違反が確認された事業所に対し、3,752件の是正指導を行った。

是正指導の内容としては、「労働条件の文書交付等」に関するものが 618件 (16.5%)、「短時間・有期雇用管理者の選任」に関するものが 590件 (15.7%)、「措置の内容の説明」に関するものが 555件 (14.8%) となっている。

【資料 14】是正指導件数の内訳 (パートタイム・有期雇用労働法)

事項	令和2年度	き (件・%)
第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)	618	(16.5)
第6条第2項関係	0	(0.1)
(特定事項以外の労働条件の文書交付等)	۷	
第7条関係(就業規則の作成手続)	456	(12. 2)
第8条(不合理な待遇の禁止)	42	(1.1)
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	0	(0.0)
第10条関係(賃金の均衡待遇)	130	(3.5)
第11条第1項関係	0	(0.0)
(職務内容が同一の場合の教育訓練)		
第11条第2項関係(均衡を考慮した教育訓練)	95	(2.5)
第12条関係(福利厚生施設)	1	(0.0)
第13条関係(通常の労働者への転換)	544	(14. 5)
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	555	(14.8)
第14条第2項関係(待遇に関する説明)	4	(0.1)
第14条第3項関係		
(説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁	0	(0.0)
止)		
第16条関係(相談のための体制の整備)	176	(4.7)
第17条関係(短時間雇用管理者の選任)	590	(15.7)
その他(指針等)	539	(14.4)
計	3752	(100.0)

令和2年度の紛争解決の援助申立受理件数は 48 件あり、内容をみると「第8条(不合理な待遇の禁止)」が 23 件(47.9%)と最も多く、次いで「第14条第2項関係(待遇の相違等に関する説明)」が 18 件(37.5%)となっている。令和2年度中に援助を終了した 42 件のうち、16 件(38.1%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

また、令和2年度の均衡待遇調停会議による調停申請受理件数は16件であり、「第8条(不合理な待遇の禁止)」が9件、「第9条(差別的取扱いの禁止)が4件となっており、受諾勧告前に和解した事案、打ち切った事案又は翌年度へ繰り越した事案となっており、調停案の受託勧告に至ったものはない。

② 均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援

雇用環境・均等部(室)では、パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けて、パートタイム・有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や、パートタイム・有期雇用労働者から通常の労働者への事業所の実態に応じた転換制度等について、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に沿った雇用管理改善に取り組む事業主を支援するとともに、令和3年4月に改正法が適用される中小企業事業主への援助を実施している。

また、事業主に対する「職務分析・職務評価の導入支援・普及促進」の実施や助成金の活用等により、パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保等に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組を支援している。

これらのパートタイム・有期雇用労働者対策に関する情報については、「多様な働き方の実現応援サイト(旧パート・有期労働ポータルサイト)(https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/)」において、効果的に情報提供等を行い、パートタイム・有期雇用労働者が納得して能力を発揮できる環境づくりを促進している。

また、パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行に向けて、事業主が何から着手すべきかを解説する「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や、各種手当・福利厚生・教育訓練・賞与・基本給について、具体例を付しながら不合理な待遇差解消のための点検・検討手順を詳細に示した「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を策定し、周知を行っている。

(2) 助成金の支給による事業主への支援

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者(以下(2)において「有期雇用労働者等」という。)の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給している。

[キャリアアップ助成金のメニュー]

- 正社員化コース (有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接 雇用したとき)
- 賃金規定等改定コース(すべて又は一部の有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を増額改定し、昇給させたとき)

- 健康診断制度コース(有期雇用労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施したとき)
- 賃金規定等共通化コース(有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と の共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用したとき)
- 諸手当制度共通化コース (有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と の共通の諸手当制度を新たに設け、適用したとき)
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース(労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施、当該措置により新たに被保険者とした事業主)
- 短時間労働者労働時間延長コース (短時間労働者の週所定労働時間を延 長するとともに、処遇の改善を図り、新たに被保険者としたとき)

(3) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業の実施

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、非正規雇用労働者の待遇改善について、

- 労務管理等の専門家による、窓口相談や事業所への訪問等によるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施 などの技術的な相談支援を行っている。

(4) 短時間労働者 (パートタイム労働者) の中小企業退職金共済制度への加入促進

短時間労働者の中小企業退職金共済制度への加入を促進するため、通常の5,000円~30,000円の掛金月額のほか、短時間労働者については、2,000円~4,000円の特例掛金月額も選択できることとしている(申込時に短時間労働者であることを確認できる書類の提出が必要)。

また、新たに制度に加入する事業主に対して掛金負担軽減措置があり、国が掛金月額の 1/2 (従業員ごとに上限 5,000 円) を加入後 4 か月目から 1 年間助成。特例掛金月額を選択する短時間労働者に対しては、さらに 300 円~500円を上乗せして助成している。

4 多様で柔軟な働き方の推進・環境整備

(1) 多様な正社員の普及促進

職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」は、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと企業による優秀な人材の確保や定着につながるなど、労使双方にとってその効果が期待されることから、その普及を促進しているところである。

企業における「多様な正社員」の導入を促進するための取組として、セミナーの開催により、雇用管理上の留意事項や企業の取組事例について紹介した。

また、多様な正社員の一類型である「短時間正社員制度」は、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方である。短時間正社員制度の導入・定着を促進するため短時間正社員制度の概要や取組事例等について、多様な働き方の実現応援サイト(旧パート・有期労働ポータルサイト)での周知を行った。

(2) テレワークやフリーランスなどの多様で柔軟な働き方の促進・環境整備

① 雇用型テレワークの定着促進

企業等に雇用される労働者が行ういわゆる雇用型テレワークについては、 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めていくこ とができるよう、令和3年3月に改定した「テレワークの適切な導入及び 実施の推進のためのガイドライン」の周知を図っている。

また、「人材確保等支援助成金 (テレワークコース)」において、中小企業 事業主に対してテレワーク用通信機器等の導入等に係る経費の助成を行っ ており、令和 3 年 12 月には支給要領を改正し、支給対象経費にテレワーク 用サービス利用料等を追加するなど支給対象を拡大した。

令和4年度からは、総務省と連携し、テレワークに関する労務管理と ICT (情報通信技術)の双方についてワンストップで相談できる窓口を設置し、テレワークを導入しようとする企業等に対し総合的な支援を行うこととしている。

② 自営型テレワークの就業環境整備

発注者から委託を受け、情報通信機器を活用して自宅等で働くいわゆる 自営型テレワークについては、自営型テレワークを行う方や発注者等を対 象としたセミナーの開催などにより、平成30年2月に改定した「自営型テ レワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底を図っている。 併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」において、自営型テレワークを行う方や発注者等に対し、自営型テレワークについての基礎的な知識、ノウハウ及びキャリア形成に資する情報等を提供している。

③ フリーランスの就業環境の整備

フリーランスについては、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の周知を図っている。

また、令和2年11月からフリーランスと発注者等との契約等のトラブルについて、フリーランスとして働く方が、弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置しており、丁寧な相談支援を行っている。

5 家内労働対策の推進

家内労働法では、製造・加工業者や販売業者又はこれらの請負業者から委託を受け、主として労働の対償を得るために、原材料等の提供を受け、物品の製造、加工等に従事する者であって、他人を使用しないことを常態とする者を「家内労働者」と定義し、その労働条件の向上等を図るために必要な事項を定めている。これを受けて、厚生労働省では次の施策を推進している。

(1) 家内労働手帳の交付の徹底

家内労働者の労働条件の確保や当事者間の紛争防止には、委託条件の文書明示が重要であるため、委託者に対して、工賃の支払方法その他の委託条件を記入した家内労働手帳を交付するよう指導を行っている。

(2) 工賃支払いの確保

工賃は、原則として、通貨でその全額を、家内労働者から物品を受領した 日から1か月以内に支払わなければならないと定められていることから、委 託者に対して工賃支払いの確保を図るための指導を行っている。

(3) 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、一定の地域及び物品の製造・加工等の工程ごとに最低工賃が決定されている(令和2年3月末現在の決定件数98件)。「第13次最低工賃新設・改正計画」(令和元年度~3年度)に基づき計画的に新設・改正等を行うとともに、決定された最低工賃の周知等の徹底を図っている。

(4) 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保のため、家内労働法の周知を図るとともに、指導を行っている。また、労災保険の特別加入制度の普及を図っている。

(5) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入が得られるとして、高額の講習料を支払わせた上で、仕事の内容や収入については約束と違うといったいわゆる「インチキ内職」について、家内労働法上の問題がある場合には指導を行うとともに、内職希望者に対して注意を喚起し、被害の未然の防止に努めている。

6 女性の能力発揮促進のための援助

女性の能力開発等の支援

在職中の労働者に対して、多様なニーズに即した職業訓練を公共職業能力開発施設において実施しているほか、企業内における労働者の効果的なキャリア形成の促進を目的として、雇用する労働者に対して、一定の要件の下で、職業訓練の実施又は自発的な職業能力開発の支援を行う事業主等に対し、賃金及び経費の一部を人材開発支援助成金として助成している。

また、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、雇用保険の被保険者等が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、教育訓練給付金として、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給することとしている。

加えて、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、育児等と両立 しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスの提供等を推進し ている。